（認定の取消し）

第八条　文部科学大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の認定を取り消すことができる。

一　第六条第一項の認定を受けた法曹養成連携協定（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。次号及び第十二条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の内容が、第六条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

二　正当な理由がないのに認定法曹養成連携協定において定められた事項が適切に実施されていないと認めるとき。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

（法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対する協力）

第九条　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置き法曹養成連携協定を締結しようとする大学に対し、当該課程の教育課程の編成に関し参考となる情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

（職業経験を有する者等への配慮）

第十条　法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に資するよう、入学者選抜の実施方法、実施時期その他の入学者選抜の実施に関する事項について、次に掲げる者に対する適切な配慮を行うものとする。

一　就業者その他の職業経験を有する者であって法科大学院に入学しようとする者

二　法学を履修する課程以外の大学の課程を修了して法科大学院に入学しようとする者

三　学校教育法第八十九条の規定により大学を卒業して法科大学院に入学しようとする者及び同法第百二条第二項の規定により法科大学院に入学しようとする者

（法科大学院に係る設置基準）

第十一条　文部科学大臣は、法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準（次条第一項及び第十三条第二項第一号において単に「設置基準」という。）を定めるときは、法科大学院における教育が法曹養成の基本理念及び第四条に規定する大学の責務を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

第二条　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　当該法科大学院における司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　法務大臣は、司法試験法第四条第二項第一号の法務省令を制定し、又はこれを改廃しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に通知するものとする。この場合において、文部科学大臣は、法務大臣に対し、必要な意見を述べることができる。

（学校教育法の一部改正）

第三条　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第百二条第二項中「もの」の下に「当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認めるものを含む。」を加える。

（司法試験法の一部改正）

第四条　司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第四条第一項第一号に規定する法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。第四条において同じ。）の課程」に改める。

第四条第一項第一号中「（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）」及び「（次項において「法科大学院課程」という。）」を削り、同条第二項中「前項の」を「第一項又は第二項の」に、「同項各号」を「第一項各号」に、「法科大学院課程」を「法科大学院の課程」に、「又は」を「若しくは」に改め、「合格」の下に「又は第二項第一号に規定する法科大学院の課程の在学及び当該法科大学院を設置する大学の学長の認定」を加え、「前項各号」を「第一項各号」に改め、「定める期間」の下に「又は第二項第二号に掲げる期間」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、司法試験は、第一号に掲げる者が、第二号に掲げる期間において受けることができる。

一　法科大学院の課程に在学する者であつて、法務省令で定めるところにより、当該法科大学院を設置する大学の学長が、次のイ及びロに掲げる要件を満たすことについて認定をしたもの

イ　当該法科大学院において所定科目単位（裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを司法試験により判定するために必要なものとして法務省令で定める科目の単位をいう。）を修得していること。

ロ　司法試験が行われる日の属する年の四月一日から一年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあること。

二　この項の規定により前号の法科大学院の課程に在学している間に最初に司法試験を受けた日の属する年の四月一日から当該法科大学院の課程を修了若しくは退学するまでの期間又は同日から五年を経過するまでの期間のいずれか短い期間

3　前項の規定により司法試験を受けた者が同項第一号の法科大学院の課程を修了した場合における第一項第一号の規定の適用については、同号中「その修了の日後の最初の」とあるのは、「次項の規定により最初に司法試験を受けた日の属する年の」とする。

第五条第三項第一号中「前項各号」を「前項第一号から第七号まで」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

第六条中「前条第五項」を「前条第三項第二号若しくは第五項」に改める。

（裁判所法の一部改正）

第五条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「合格した者」の下に「（司法試験法（昭和二十四年法律第百四十号）第四条第二項の規定により司法試験を受け、これに合格した者にあつては、その合格の発表の日の属する年の四月一日以降に法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程を修了したものに限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第四項の改正規定及び次条から附則第四条までの規定　公布の日